

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第204号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「第4条」を「第5条」に、「使用の」を「利用の」に、「京都市国際交流会館使用許可申請書」を「京都市国際交流会館利用許可申請書」に改め、「の各号」を削り、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第1号中「付属設備使用明細書」を「付属設備利用明細書」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「使用する」を「利用する」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「使用日」を「利用日」に改め、同条第2号中「使用日」を「利用日」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用に係る料金の上限額」に改める。

第5条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第7条ただし書」を「第8条ただし書」に、「使用料」を「京都市国際交流会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用日」を「利用日」に、「使用を」を「利用を」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「第8条」を「第9条」に、「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第7条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

別表備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考1中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」に改め、同備考2中「の使用」を「の利用」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市国際交流会館使用許可申請書」を「京都市国際交流会館利用許可申請書」に、「京都市長」を「指定管理者」に、「第4条」を「第5条」に、「使用の」を「利用の」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第2号様式注以外の部分中「付属設備使用明細書」を「付属設備利用明細書」に、「使用者」を「申請者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用数」を「利用数」に、「使用回数」を「利用回数」に改め、同様式注2中「使用回数」を「利用回数」に、「使用時間」を「利用時間」に、「当該使用」を「当該利用」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(総務局国際化推進室)